

～保険代理店に求められるRMの知識～

26

リスクマネジメント実践講座

ARICEホールディングスグループ

http://www.arice-aip.co.jp 株式会社A.I.P 代表取締役 松本 一成

◆株式会社A.I.P

平成20年7月に営業を開始し、リスクマネジメントを基本とした法人マーケット開拓と支店制度に基づいた仲間作りを推進して業容を拡大している。現在は全国に19支店、2法人営業部、5オフィスを持ち、損害保険約20億、生命保険約25億の取扱いを行う。2010年4月にはリスクマネジメントのコンサルティング及び教育・研修事業等も視野に入れた総合的な組織体としてARICEホールディングス株式会社を設立、理念を共有できる代理店と積極的にノウハウやシステム、及びブランドの共有を進めている。

第26回 リスク分析①(5.4.3)

1. リスク分析とは？

リスク分析は、ISO31000の用語及び定義では、「リスクの特質を理解し、リスクレベルを決定するプロセス」と定義されており、「リスク評価及びリスク対応に関する意思決定の基礎を提供」し、「リスクの算定を含む」とされています。

つまり、リスク分析は特定した個々のリスクに関する理解を深めるものであり、具体的には「結果」とその「起こりやすさ」の組み合わせとして表現されるリスクの大きさであるリスクレベルを決定することによってリスクの重要度を決定し、リスク評価及びリスク対応の必要性並びに最適なリスク対応戦略及び方法に関する意思決定に必要な情報を提供します。また、リスク分析には「リスクの発生確率と結果の値を設定するために用いるプロセス」であるリスク算定を含みます。

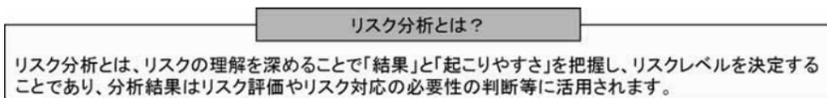
※リスク分析は個々のリスクの重要性や対応の必要性の判断だけではなく、複数のリスクの中から対応すべきリスクを選択し、または異なるレベルの中から対応すべきレベルを選択する場合にも活用されます。

2. リスク分析の留意点

適切にリスク分析を行うために、以下の項目について留意する必要があります。

1) 構成要素の考慮

リスク分析にはリスクの原因及びリスク源、リスクの好ましい結果及び好ましくない結果等のリスクの構成要素を把握し、これらの結果が発生することがある起こりやすさを考慮する必要があります。特に結果や起こりやすさに影響を与えるリスク源に着目し、それらの情報からリスク分析を行うことが求められます。



リスク分析の留意点	
1) 構成要素の考慮	リスクの原因やリスク源等の情報がリスク分析の精度を高めます
2) リスクの広がり	一つの事象が複数の結果をもたらす、複数の目的に影響を与えます。
3) 残留リスクの分析	残留リスクを分析するため、既存対策の効果の検証が必要です
4) リスク分析の精度	リスク自体や分析の目的、利用可能な情報によって精度は異なります
5) 分析結果の表現	リスクの種類や利用可能な情報で分析結果の表現は異なります
6) リスクの相互依存性	リスクやリスク源が保有する相互依存性を考慮する必要があります
7) 前提等の明確化	前提条件や必要条件がある場合はそれらを踏まえて分析を行います
8) 結果の多様性	結果は複数の事象から発生し、その状況に応じて結果は異なります

2) リスクの広がり

一つの事象が複数の結果をもたらす、複数の目的に影響を与えることがあるので注意が必要です。具体的には、火災は建物や設備の焼失に加えて、労災事故や賠償責任等の複数の結果をもたらす可能性があり、安全な職場環境の実現、会社の理念やビジョン、事業計画の達成といった複数の目的に影響を与えます。

3) 残留リスクの分析

リスク分析は一般的に残留リスク(リスク対応後に残るリスク)を対象として行うため、既存の管理策並びにそれらの有効性及び効率性を考慮に入れることで、管理策実施後のリスク量を捉える必要があります。

ただし、あくまでも考慮するのはコントロール対策であり、保険等のファイナンス対策は考慮しないことが多い。

4) リスク分析の精度

リスク分析の精度はリスク自体、分析の目的並びに利用可能な情報・データ・資源によって異なります。リスク分析の目的はリスク対応の必要性や対応策の検討であり、全てのリスクについて同等の精度を求められるものではありません。重大リスクの場合は詳細な分析が必要ですが、逆に結果や起こりやすさが極端に低いリスクには一つの尺度によって分析を完了することもあり得ます。

5) 分析結果の表現

リスク分析の目的によってリスク分析の結果の表現方法は異なることがあり、一般的には定量的、定性的、半定量的な表現が考えられます。また、結果や起こりやすさ、リスクレベルを表す方法はリスク基準に基づいていることが必要であり、その表現方法はリスクの種類や利用可能な情報、リスクアセスメントを実施する目的を反映していることが大切です。

6) リスクの相互依存性

一つのリスクが他のリスクの発生や損失額に影響を与えたり、一つのリスク源が複数の事象の発生や結果の大きさに影響を与えたり、複数のリスク源やリスクが組み合わさることでもたらされる事象や結果があるため、それらの異なるリスクやリスク源の相互の依存性を考慮してリスク分析を行うことが求められます。

7) 前提等の明確化

リスクレベルに対する確信度合いや必要となる条件や前提がある場合はそれらを踏まえてリスク分析を行い、リスクマネジメントの意思決定者やステークホルダに対して効果的に伝達されることが求められます。また、専門家の意見の相違や情報の不確かさや利用可能性等の要素がある場合は、明記して強調して伝達することも必要です。

8) 結果の多様性

特定の結果及びその起こりやすさは複数の事象から発生し、様々な実験調査もしくは利用可能なデータを考慮することによって決定され、有形及び無形の影響として表現されます。また、それらが時間的要素や場所、特定の状況下において異なる結果をもたらす場合は、複数の数値または記述用語が必要となります。

しかし、このように具体的な事象が特定できない場合や異なる結果がもたらされる場合でも、防護レベルまたは復旧戦略に関する対応策を検討する必要があります。

3. 保険代理店の役割

今回はリスク分析についての留意点を中心に説明をしましたが、リスク分析は絶えず不確実性が伴う非常に難易度の高い取り組みであり、適切な分析には非常に多くの情報や手法が必要となり、リスクの専門家である保険代理店が関わることが必要不可欠であると考えられます。様々な留意事項を抑えながら、個々のリスクの結果と起こりやすさを分析することは、そのリスクを保有できるか否かの判断において非常に有用な情報となり、保険の必要性や内容を判断するために必要不可欠となります。

中小企業においては詳細なデータ分析を行うことは非常に難しいと思いますが、個々の会社に特有なリスクについてしっかりとその構成要素を理解し、リスク源を把握することが適切なリスク分析に繋がると考えられます。保険商品の選択も大切ですが、まず保険が本当に必要なリスクなのか？ どの程度の補償が必要なのか？ そのことを明確にするためにリスク分析を行うことが適切な保険提案を可能にしましょう。

参考文献：ISO31000:2009 リスクマネジメント 解説と適用ガイド 日本規格協会
ISO31010:2012 リスクマネジメント-リスクアセスメント技法 日本規格協会

短期間で複数相続の相次相続控除

同じ財産に立て続けに相続税課税が...

知ってトクする -871-

税務情報



相次相続控除額の計算

各人の相次相続控除額は、次の算式で求めます。

$$\text{相次相続控除額} = A \times \frac{C}{B-A} \times \frac{D}{C} \times \frac{10-E}{10}$$

C>B-Aのときは、C=B-Aとする。

- A=第2次相続の被相続人が、第1次相続で取得した財産にかかった相続税(相続税精算課税の適用を受ける財産につき課せられた贈与税があるときはその贈与税額を控除した額。延滞税、利子税、加算税の額は含まない)
- B=第2次相続の被相続人が、第1次相続で取得した財産の価額(取得財産の価額+相続税精算課税適用財産の価額-債務・葬式費用)
- C=第2次相続で相続人等の全員が、取得した財産の価額
- D=相次相続控除を受ける相続人が、第2次相続で取得した財産の価額
- E=第1次相続から第2次相続までの経過年数(1年未満の端数は切捨)

第1次相続とは「前回の相続」、第2次相続とは「今回の相続」、第2次相続の被相続人とは「今回亡くなった人」のことです。乱暴な言い方になりますが、相次相続控除額の総額は、第2次相続で亡くなった人が第1次相続のときに支払った相続税額から、第1次から第2次までの経過年数×10%を控除した金額となります。

例えば、A=500万円、B=9,500万円、C=9,000万円、D=4,500万円、E=5年の場合のこの相続人の相次相続控除額は次のようになります。

$$500 \times \frac{9,000}{9,500-500} \times \frac{4,500}{9,000} \times \frac{10-5}{10} = 125 \text{万円}$$

短い期間内に2回以上相次いで相続が起こることを相次相続と言います。相続が発生しても相続税がかからないければそれほど大きな問題にはなりません。しかし、1回目に

Aご質問者のように、短い期間内に2回以上相次いで相続が起こることを相次相続と言います。相続が発生しても相続税がかからないければそれほど大きな問題にはなりません。しかし、1回目に

計算方法は表のとおり受け継ぐことはできません。

2次相続時に一定額控除1次相続で課税があればAご質問者のように、短い期間内に2回以上相次いで相続が起こることを相次相続と言います。相続が発生しても相続税がかからないければそれほど大きな問題にはなりません。しかし、1回目に

2次相続時に一定額控除1次相続で課税があればAご質問者のように、短い期間内に2回以上相次いで相続が起こることを相次相続と言います。相続が発生しても相続税がかからないければそれほど大きな問題にはなりません。しかし、1回目に

計算方法は表のとおり受け継ぐことはできません。

Q 先日、82歳で母が亡くなりました。2年前には父が他界しています。父の相続のときは私たちが相当の相続税がかかり、私は現在延納を続けています。そのような中でさらに上乗せで相続税を負担しなければならぬのはかなり厳しい状況です。このように立て続けに相続が発生し、父の財産に対する相続税納税がまだ終わらないうちに母親が父親から引き継いだ財産、つまり同じ財産に相続税がかかるのは相続人として耐えかねません。税法ではこうしたケースに対して何か救済制度があるのでしょうか。

そこで、税法では、10年以内に続けて相続があった場合に、1回目に支払った相続税の一部の金額を2回目の相続時の相続額から控除して負担を軽減してあげようという「相次相続控除」制度を設けています。適用できるのは法定相続人に限られています。ただし、相続を放棄した者や相続権を失った者については適用できません。

さて、ご質問者のように延納を余儀なくされている状況でのさらなる負担増は厳しいものがあります。くれぐれもこのようなことのないよう、生命保険で納税資金準備をしておきたいものです。なお、相次相続控除は、第1回目の相続において第2回目の被相続人が納めた相続税があった場合に、その相続税額を基に計算する制度です。したがって、質問者の母親が父親の相続時において配偶者の税額軽減により納めた税金がないのであれば、今回の母親の申告時において相次相続控除を受けることはできません。